

○厚生労働省告示第九十一号

看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づき看護師及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号）の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月十五日

厚生労働大臣 武見 敬三

改正後	改正前
<p>第二 資格取得前の受入れ機関での就労等</p> <p>一 (略)</p> <p>二 介護福祉士の資格取得を目的とした就労等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 ベトナム人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件</p> <p>ベトナム人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は、別表第一に掲げる介護施設（定員が三十名以上のものに限る。以下この3において同じ）、別表第二に掲げる介護施設（当該介護施設の本体施設の定員が三十名以上のものに限る。以下この3において同じ。）又は別表第三に掲げる介護施設（別表第一に掲げる介護施設又は別表第二に掲げる介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る。）であつて、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護職員の員数（ベトナム人介護福祉士候補者、インドネシア人介護福祉士候補者（インドネシア人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するインドネシア人介護福祉士候補者をいう。）及びフィリピン人介護福祉士候補者（フィリピン人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するフィリピン人介護福祉士候補者をいう。）を除く。）が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。ただし、次のいずれかに該当する者は、職員等の配置の基準を定める法令の適用については、職員等とみなしても差し支えない。</p> <p>イ 受入れ施設において就労を開始した日から六月を経過したベトナム人介護福祉士候補者</p> <p>ロ 受入れ施設において就労を開始した日から六月を経過していないベトナム人介護福祉士候補者（受入れ施設（適切な研修体制及び安全管理体制が整備されているものに限る。）に係る事業を行う者が、当該ベトナム人介護福祉士候補者の日本語の能力及び研修の実施状況並びに当該受入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の意見等を勘案し、職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなすこととしたものに限る。）</p> <p>ハ 日本語能力試験のN1又はN2に合格したベトナム人介護福祉士候補者</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>第二 資格取得前の受入れ機関での就労等</p> <p>一 (略)</p> <p>二 介護福祉士の資格取得を目的とした就労等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 ベトナム人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件</p> <p>ベトナム人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は、別表第一に掲げる介護施設（定員が三十名以上（指定介護療養型医療施設の場合にあつては、介護保険の指定を受けた病床数が三十床以上）のものに限る。以下この3において同じ）、別表第二に掲げる介護施設（当該介護施設の本体施設の定員が三十名以上のものに限る。以下この3において同じ。）又は別表第三に掲げる介護施設（別表第一に掲げる介護施設又は別表第二に掲げる介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る。）であつて、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護職員の員数（受入れ施設において就労を開始した日から六月を経過していないベトナム人介護福祉士候補者、インドネシア人介護福祉士候補者（インドネシア人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するインドネシア人介護福祉士候補者をいう。）及びフィリピン人介護福祉士候補者（フィリピン人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するフィリピン人介護福祉士候補者をいう。）（日本語能力試験においてN1又はN2に合格した者を除く。）を除く。）が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>三 (略)</p>

(傍線部分は改正部分)

別表第一

一〇三 (略)

四 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護(別表第三第四号において単に「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」という)を除く。若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護(同号において単に「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」という)を除く)を行う施設(老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く)又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは介護医療院

五 (略)

別表第三

一〇三 (略)

四 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く)、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防特定施設入居者生活介護を除く)、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは同法に規定する第一号通所事業を行う施設(老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く)又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは介護医療院

五・六 (略)

別表第一

一〇三 (略)

四 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護(別表第三第四号において単に「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」という)を除く。若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護(同号において単に「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」という)を除く)を行う施設(老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く)又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院

五 (略)

別表第三

一〇三 (略)

四 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く)、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防特定施設入居者生活介護を除く)、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは同法に規定する第一号通所事業を行う施設(老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く)又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院

五・六 (略)